

福島県退職女性教職員あけぼの会北会支部規約

名 称 第1条 この会は、福島県退職女性教職員あけぼの会北会支部といたします。

会 員 第2条 この会の会員は、目的に賛同する北会地区及び、近在地に存在または在籍した教職員関係者をもって会員とします。

目 的 第3条 この会は、次のことを目的とします。
(1) 福島県教職員組合北会支部と連絡を密にし、民主教育を守ります。
(2) 会員相互の福祉の増進と親睦を図ります。
(3) 女性運動の増進を図ります。

事 業 第4条 この会は、目的達成のため次の事業を行います。
(1) 会員相互の親睦と学習に関すること
(2) 年金・医療・介護制度の改善並びに社会保障の確立に関すること。
(3) 民主教育・反核・軍縮・憲法擁護に関すること。
(4) 民主団体・女性団体との提携に関すること。
(5) その他この会の目的達成に関すること。

会 議 第5条 この会に、次の会議を持ちます。
(1) 総会 年1回、
(2) その他 必要に応じて会議を持ちます。(定例会、役員会)

事務局 第6条 この会の事務局は、会長宅におきます。

役 員 第7条 この会を運営するために、次の役員をおきます。

会 長	――	1 名	副会長	――	1 名
庶 務	――	3 名	会 計	――	2 名
会計監査	――	2 名	各部長、副部長	――	各 1 名

- (1) 会長、副会長は、総会で選出します。
- (2) 役員の任期は、2年とし、年度当初の総会において、会長が委嘱します。但し、再任は妨げません。
また、欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とし、再任を妨げません。
- (3) 会長終了者は、顧問として協力する。

経 費 第 8 条

- (1) この会の経費は、回避、事業益金をあてます。
- (2) 会費は、その年度に決めます。 (※ 2 , 5 0 0 円位)

付 則

- (1) この規約は、1991年4月1日より施行します。
- (2) この規約は、2007年4月20日 1部改正
- (3) この規約は、2011年4月28日 1部回改正 (庶務人数)

○ 慶弔規定

会員の慶弔の場合は、祝金、祝電、弔慰金、弔電をおくります。
金額は、その都度決めます。

- (1) 会員が喜寿、米寿、白寿、に達した場合は、祝い金3,000円を進呈します。
- (2) 会員死亡の場合は、弔慰金5,000円をおくります。
- (3) 配偶者死亡の場合は、弔電を打ちます。